

## ■ 技術管理者の基準(解体工事業に係る登録等に関する省令第7条)

○技術管理者は、次の表のいずれかに該当する者でなければなりません。

1号	イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校又は<sup>※1</sup>中等教育学校で<sup>※2</sup>指定学科を修めて卒業後、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者</li> <li>・大学又は<sup>※3</sup>高等専門学校で<sup>※2</sup>指定学科を修めて卒業後、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
	ロ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体工事に関し8年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
	ハ	建設業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級建設機械施工技士</li> <li>・二級建設機械施工技士(「第1種」又は「第2種」に限る)</li> <li>・一級土木施工管理技士</li> <li>・二級土木施工管理技士(「土木」に限る)</li> <li>・一級建築施工管理技士</li> <li>・二級建築施工管理技士(「建築」又は「躯体」に限る)</li> </ul>
	ニ	建築士法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級建築士</li> <li>・二級建築士</li> </ul>
	ホ	職業能力開発促進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級とび・とび工</li> <li>・二級とび・とび工に合格後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
	ヘ	技術士法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(「建設部門」合格者、技術士補は該当しない。)</li> </ul>
2号	イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣が実施する講習又は<sup>※4</sup>国土交通大臣登録講習を受講した次の者</li> <li>・高等学校又は<sup>※1</sup>中等教育学校で<sup>※2</sup>指定学科を修めて卒業後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者</li> <li>・大学又は<sup>※3</sup>高等専門学校で<sup>※2</sup>指定学科を修めて卒業後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
	ロ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣が実施する講習又は国土交通大臣登録講習を受講した次の者</li> <li>・解体工事に関し7年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
3号			<ul style="list-style-type: none"> <li>・<sup>※5</sup>解体工事施工技士(国土交通大臣登録試験)</li> </ul>
4号			<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣が1～3号と同等以上と認定した者</li> </ul>

※1 中等教育学校とは、中高一貫教育の実施を目的とする修業年限は6年の学校教育法上の学校のことです。卒業すると高等学校卒業と同等となります。

※2 指定学科とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科のことです。

※3 高等専門学校とは、修業年限は5年の学校教育法上の学校のことです。

※4 国土交通大臣登録講習とは、公益社団法人全国解体工事業団体連合会(電話:03-3555-2196)が実施している「解体工事施工技術講習」のことです。

※5 解体工事施工技士の試験は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施しているものです。